

転用許可基準

ii 一般基準

次の項目をすべて満たすことが、許可の基準となります

項目	許可の要件	確認添付書類等
①資力及び信用	・転用計画に必要な資金計画が確認できること。 ・計画を実施するために必要な資格等が認められること。	・融資証明書、預金残高証明 など ・資格証明書、各種許可証など
②転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意	・抵当権等の権利者の同意が得られていること。	・登記簿謄本 など
③申請目的の実現性	・事業計画は適法であり、確実に実施できる実現性があること。 ・宅地分譲（住宅用地だけでなく工場用地その他の施設用地を含む。また、造成した宅地を一括して譲渡、賃借等するものであっても宅地分譲に該当する）を目的とする宅地造成事業は、投機を目的とした農地の買い占めや、許可目的に反する用途に使用される等の発生を事前に防止する観点から、原則許可できない。	
④他法令（都市計画法等）の許可等の見込み	・申請に係る事業に関して必要な行政庁の免許、許可、認可等が確実であることが確認できること。 ・農振法の農用地区域内の農地（農振青地）を転用するためには、農用地区域からその農地を除外した上で、農地法による転用許可を受ける必要があるので注意。	・協議書等の写し など
⑤計画面積の妥当性	・事業計画に必要な適正な農地の転用計画であること。	・事業計画図、配置図 など
⑥周辺農地に係る営農条件への支障の有無	・申請農地の転用により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれなく、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。	・土地改良区の同意書 など